

愛知学院大学文学部紀要執筆要項

平成31年1月16日制定

〔原稿の長さ〕

第1条 論文等の原稿の長さについては、原則以下のように定める。

和文の場合32,000字以内

欧文の場合16,000語以内

〔表および図版〕

第2条 原稿に附載する表および図版が特に多い場合、特殊な版組の必要な場合など、印刷経費に過重の負担が生じるものについては、経費の負担を執筆者に求めることがある。

〔原稿の提出期限〕

第3条 毎年文学会委員会において定められた期限までに提出する。

〔原稿の提出方法〕

第4条 原稿は、原則紙媒体および電子データの両方を提出する。

〔校正〕

第5条 校正については、原則、字句の訂正などに留め、大幅な修正や書き換え、入れ替えなどは行わない。校正にともない、印刷費等に変更が生じた場合、追加分については本人の負担とするものとする。

〔抜刷〕

第6条 抜刷は、30部までを無料とする。それ以上の部数については、執筆者の実費負担とする。

附 則 この要項は、平成31年4月1日から施行する。